

## 汚染管理区域入域時における個人線量計の未着用について

平成18年7月5日

発生号機	2号機（定期検査中） ：沸騰水型、定格電気出力84万キロワット
発生日	平成18年7月5日
発生時の状況	<p>平成18年7月5日に、2号機原子炉建屋天井クレーンの点検作業を行った協力会社作業員1名が、個人線量計（※1）を持たずに汚染管理区域（※2）へ約30分間入域していたことが分かりました。</p> <p>本件につきまして、当該作業員の放射線被ばく管理責任者である協力会社から、磐田労働基準監督署に状況等についての説明を行いました。</p> <p>なお、同じ作業に従事した3名の作業員の放射線被ばく線量は、0.00mSvであったこと、また放射線被ばく線量について評価を行い、個人線量計を持たずに入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p> <p>また、当社の放射線管理員により、同様な着替えを行い作業している全ての方を対象に個人線量計を着用していることの確認を行いました。</p>
原因	<p>聞き取り調査の結果から、汚染管理区域である当該作業エリアへ入域するための出入り管理装置（※3）を通過した後、当該区域への入域のために着替えをした際、個人線量計を着替えエリアに置き忘れ、未着用のまま汚染管理区域に入域してしまいました。</p>
対策	<p>当該の協力会社を含めた全ての協力会社に、放射線管理区域内で行う着替えの際にも線量計を身体から離さないよう、改めて周知徹底するとともに、放射線管理区域は確実に線量計を着用するよう放射線管理情報表示システム（※4）に表示しました。</p> <p>今後は、放射線管理区域内における各作業については、作業実施前のミーティングにおいて確実に個人線量計を着用することの確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
お知らせ基準	運転情報「表2-20」に該当します。

- ※1 個人線量計は、放射線管理区域に入域する際に着用し、管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定します。
- ※2 汚染管理区域とは、放射線管理区域のうち、壁、床および機器等の表面に放射線物質による汚染のおそれがある区域
- ※3 出入り管理装置とは、放射線管理区域への入退域実績等を管理する装置
- ※4 放射線管理情報表示システムとは、各号機の放射線管理区域へ入域する場所に設置してある大型の表示画面をいう。

以上